

外出支援サービス利用要綱

《目的》

公共の交通機関の利用が困難で移動制限を受ける者を対象に外出を支援する運転ボランティアの派遣を行い社会参加の促進の一助とする。

《利用対象者》

日本筋ジストロフィー協会北海道地方本部に利用の登録をした協会の会員。

《送迎の範囲》

原則として札幌市内、または近隣の市町村域での範囲内とする。ただし、他の区域の送迎については、送迎の必要性、運転ボランティアの手配、車両の空き状況等勘案して行うことができる。

《申込み方法》

申込みは、**利用日の2週間前までに**、日本筋ジストロフィー協会北海道地方本部のHPにて行う。郵便を利用する場合、その申込みが利用日のおよそ**2週間前までに事務局に到着**するよう提出しなければならない。

《利用料金》

利用料1回 500円-3,000円^{*1}(運転ボランティアの交通費)

^{*1} 支援の拘束時間が相当時間を見込められる場合の利用料。

燃料代1km毎に 50円

その他 駐車料金、高速料金、運転ボランティアの食事代・施設入場料等が発生した場合、**利用者の自己負担**とする。

※送迎のみ等のご利用で、往路と復路でボランティア対応が2回に分かれた場合、利用料が2回となります。

《利用料金の支払い》

利用料金と燃料代の支払いは、送迎終了直後に運転ボランティアに対して支払う。

運転ボランティアは送迎終了後、車両の鍵の返却時に利用者から徴収した、利用料・燃料代を事務局(ホップ竹田さん)へ渡す。

《事故の対応》

送迎中、万一事故が起きて利用者や同乗者が怪我をした場合は、**自動車任意保険と自賠責保険、ボランティア保険の範囲内**でのみ対応する。

一部改正 令和4年8月20日

一部改正 令和4年11月13日